

MA2011-7

船 舶 事 故 調 査 報 告 書

平成23年7月29日

運 輸 安 全 委 員 会

(東京事案)

- 1 ダイビング船スタイル乗船者死亡
- 2 油送船第十七永進丸ケミカルタンカーCOSMO BUSAN 衝突
- 3 ケミカルタンカー錦陽丸引船かいりゅう台船②衝突

(地方事務所事案)

函館事務所

- 4 貨物船りゅうえい乗揚
- 5 漁船進正丸乗組員死亡
- 6 漁船第十八のぞみ丸転覆
- 7 漁船千代丸漁船第七栄光丸衝突
- 8 漁船第八十八 八幡丸漁船新生丸衝突

仙台事務所

- 9 手漕ぎボート (船名なし) 転覆

横浜事務所

- 10 漁船克峰丸乗組員死亡
- 11 ケミカルタンカー第二旭豊丸乗組員死亡
- 12 モーターボート第三光平丸漁船開運丸衝突

神戸事務所

- 13 漁船日辰丸モーターボートウミック 1 2 衝突
- 14 漁船盛漁丸乗組員死亡
- 15 コンテナ船MOL DISCOVERY 衝突 (防波堤)
- 16 旅客船近江国乗組員負傷

広島事務所

- 17 貨物船第十一進栄丸貨物船海福丸衝突
- 18 旅客フェリー第五マイト丸乗揚
- 19 漁船天洋丸乗揚
- 20 旅客船きんえい乗揚
- 21 貨物船第五天山丸漁船万宝丸衝突
- 22 貨物船SKY GLORY 貨物船MING YANG 衝突
- 23 引船福隆丸地盤改良船天成乗揚
- 24 貨物船JANGHO TRADER 乗揚

門司事務所

- 25 ケミカルタンカーBRAKEN 乗揚
- 26 漁船清福丸乗揚
- 27 遊漁船白滝丸モーターボート五女丸衝突

- 28 漁船蛭子丸モーターボートたかみ衝突
- 29 漁船金生丸漁船美千留丸衝突
- 30 貨物船 YU JIN 漁船龍真丸衝突
- 31 油タンカー第二十一光丸漁船三上丸衝突
- 32 遊漁船海幸遊漁船美香丸衝突
- 33 貨物船寿宝丸乗揚
- 34 漁船大功丸乗組員死亡
- 35 遊漁船第五岐利丸衝突 (かき養殖筏)
- 36 漁船昇栄丸乗揚
- 37 漁船第一海照丸漁船第二海照丸転覆
- 38 砂利・石材等運搬船第十八大洋丸引船第二十八十勝丸台船 YK-1 衝突
- 39 漁船第三十二新東丸漁船祐幸丸衝突
- 40 砂利採取運搬船第二誠光丸漁船ともみ丸衝突

長崎事務所

- 41 モーターボート洋丸乗組員死亡
- 42 漁船順航丸定置網損傷
- 43 モーターボート親勇丸乗組員死亡
- 44 漁船大福丸乗組員死亡
- 45 漁船江和丸乗組員死亡
- 46 漁船かわせみ丸転覆
- 47 漁船満栄丸火災

那覇事務所

- 48 引船 SHORYU MARU 起重機船 HARITA 38 乗組員死亡
- 49 小型兼用船 えらぶ GT クイーン 同乗者負傷
- 50 手漕ぎボート (船名なし) 乗船者死亡

本報告書の調査は、本件船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、運輸安全委員会により、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われたものであり、事故の責任を問うために行われたものではない。

運輸安全委員会
委員長 後藤 昇 弘

《参 考》

本報告書本文中に用いる分析の結果を表す用語の取扱いについて

本報告書の本文中「3 分 析」に用いる分析の結果を表す用語は、次のとおりとする。

- ① 断定できる場合
・・・「認められる」
- ② 断定できないが、ほぼ間違いない場合
・・・「推定される」
- ③ 可能性が高い場合
・・・「考えられる」
- ④ 可能性がある場合
・・・「可能性が考えられる」
・・・「可能性があると考えられる」

50 手漕ぎボート（船名なし）乗船者死亡

船舶事故調査報告書

平成23年7月7日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 山本 哲 也
委員 石川 敏 行
委員 根本 美 奈

事故種類	乗船者死亡
発生日時	不明（平成22年10月25日（月） 10時15分ごろ～26日（火）06時55分ごろの間）
発生場所	不明（鹿児島県瀬戸内町瀬武 ^{せたけ} の海岸沖100m付近～同町赤崎南西方沖600m付近の間）
事故調査の経過	平成22年10月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	手漕ぎボート（船名なし） なし、個人所有 約3.3m×約1.0m×約0.5m、FRP なし、不詳
乗組員等に関する情報	乗船者 男性 71歳
死傷者等	死亡 1人（乗船者）
損傷	不明（本船は発見されていない。）
事故の経過	本船は、平成22年10月25日10時15分ごろ、乗船者が1人で乗り、瀬武の海岸沖100m付近を沖に向かっていているところを海岸にいた乗船者の知人（以下「知人A」という。）によって目撃された。 このとき、知人Aは、乗船者がいつも釣り道具等を運ぶ際に使用している手押し車が海岸に置かれ、また、乗船者が救命胴衣を着用していないことに気付いた。 知人Aは、18時00分ごろ再度瀬武の海岸を訪れたところ、本船が戻っておらず、乗船者の手押し車が海岸に置かれていたので不審に思い、別の知人（以下「知人B」という。）に連絡し、知人Bと共にボートに乗り、本船を目撃した海域付近を捜索したが見付からず、19時25分ごろ、知人Bの家族を通じて110番通報を行った。 海上保安庁等による捜索の結果、翌26日06時55分ごろ赤崎南西方沖600m付近（概位 北緯28°09.4′ 東経129°13.8′）において、救命胴衣を着用せず、うつ伏せの状態で見つかる乗船者が発見され、のち死亡が確認されたが、本船は発見されなかった。 乗船者の死因は、溺水と検案された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 3 海象：水温 約26℃

その他の事項	本船は、ふだんから瀬武の海岸に置かれており、乗船者が、時折、本船を使用して釣りを行っていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>乗船者の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、乗船者が1人で乗り、10時15分ごろ、瀬武の海岸沖100m付近を航行しているところを目撃されたのち、翌日06時55分ごろ赤崎南西方沖において漂流している乗船者が発見されたことから、この間において、乗船者が落水した可能性があると考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>乗船者は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>乗船者は、救命胴衣を着用していなかったものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が瀬武の海岸を出航後、乗船者が落水したことにより発生した可能性があると考えられる。	
参考	<p>今後の同種事故等による被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣の着用 	